

報告第 16 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

渋川市長 星 名 建 市

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和８年４月１４日午後２時１４分ごろ、渋川市石原１２４番６地先市道駅前通り線において、[REDACTED]氏運転の軽自動車（[REDACTED]所有者同氏）が東に向かって走行中、渋川市渋川２５５５番地２渋川市立渋川中学校敷地内において除草作業をしていた教育部教育総務課会計年度任用職員が使用する刈払機に飛ばされた小石に当たり、上記車両のボンネット及びフロントガラスが破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月１０日

渋川市長 星 名 建 市

１ 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 [REDACTED] [REDACTED]

- （１） 甲は乙に対し、車両修理費３０７，５８２円を支払う。
- （２） 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

２ 損害賠償額

３０７，５８２円